

(参考) E Uへの日本産食品等の輸出に係る証明書記載方法

- ① 「Declaration for the import into the European Union of

→食品の場合はに「Food of Japan」、飼料の場合は「Feed of Japan」と記載してください。
- ② 「Consignment Code」について

→すべての貨物が国際的に共通な貨物番号を有していることから、その貨物番号を記入してください。
- ③ 「Declaration Number」について

→県が記載。
- ④ 「.....(competent authority referred to in Article 2(2))」について

→E Uに報告指定している証明権者（徳島県とくしまブランド戦略課長）を記載。
- ⑤ 「DECLARES that the (products referred to in Article 1)」について

→食品の場合はに「Food」、飼料の場合は「Feed」と記載してください。
- ⑥ 「of this consignment composed of:(description of consignment, product, number and type of packages, gross or net weight)」について

→に輸出する食品又は飼料の具体的内容、包装形態、重量等を記載してください。同様の貨物を複数同時に輸出する場合は、全貨物数およびその中の何番目なのかを記載。（複数の品目が同封されている場合は、品目ごとに記載してください。）
- ⑦ 「embarked at(embarkation place)」について

→日本国内の出国地を記載してください。
- ⑧ 「on(date of embarkation)」について

→日本国内の出国日を記載してください。
- ⑨ 「by(identification of transporter)」について

→に航空便、船便など輸送方法を記載してください。
- ⑩ 「going to(place and country of destination)」について

→に目的地および目的国を記載してください。
- ⑪ 「which comes from the establishment(name and address of establishment)」について

→動物由来製品・水産物のみ、に日本におけるE U認証施設名および当該施設住所を記載してください。
- ⑫ 「is originating from the prefectures Fukushima, Gunma, Ibaraki, Tochigi, Miyagi, Yamagata, Niigata, Nagano, Yamanashi, Saitama, Tokyo and Chiba and has been sampled onhas been harvested and/or processed before 11 March 2011」について

→徳島県で生産・加工したもののとして□にチェックしてください。
- ⑬ 「Done aton」について

→県がE Uに登録した公印を押印するとともに署名します。
- ⑭ Part to be completed by the competent authority at the BIP or DPE 以降はE Uで記載します。